

国民健康保険の 退職者医療制度

長い間勤めた会社や役所などを退職して、次の三つの条件にあてはまる人およびその扶養家族は、老人保健（70歳から）に移るまで、国民健康保険・退職者医療制度の被保険者として、8割給付（被扶養者の外来は7割）を受けることができます。

対象となる人

退職者医療制度の対象は、次の条件すべてに該当する人とその被扶養者です。

①国民健康保険に加入している人。

お医者さんにかかるときの 医療費自己負担割合（表1）

区分	本人	入院	外来
退職者	2割	2割	2割
医療制度	3割	2割	2割
一般の国保	3割	3割	3割

対象となる年金制度（表2）

- 1 厚生年金保険
- 2 船員保険
- 3 恩給
- 4 国家公務員等共済組合
- 5 地方公務員等共済組合
- 6 私立学校教職員共済組合
- 7 農林漁業団体職員共済組合
- 8 旧令による共済組合の特別措置

②老人保健制度の適用を受けていない人。

③表2の1～8の年金制度から老齢（退職）年金を受けている、または通算老齢（退職）年金を受けている人で、これらの年金制度の加入期間が20年以上か、40歳以降の加入期間が10年以上ある人。

※被扶養者とは、配偶者、三親等内の親族、または配偶者の父母などで、年間の収入が一定額未満であり、退職者本人の収入で生計を維持している人（老人保健制度適用者を除く）。

加入するには

退職者医療制度に加入できるのは、「年金証書」が交付されてからです。交付日から14日以内に、「年金証書」および「保険証」を持参のうえ役場で手続きをしてください。また、被扶養者に該当するようになった場合も手続きが必要になります。

退職者医療制度に該当すると思われる方は、町民生活課国民健康保険係までお尋ねください。

70歳になったら 老人保健制度が 適用されます。

70歳以上になると（寝たきり等の人は65歳から）、どなたも「老人保健制度」が適用され、一部負担金だけで診療を受けることができます。これは、国民健康保険被保険者だけでなく、被用者保険の被保険者、および被扶養者すべてが適用される制度です。

70歳を迎える 翌月から適用

老人保健制度が適用されるのは、70歳を迎える誕生日の翌月からになります。ただし、誕生日が1日の人は、その月から適用されます。

保険税は同じ

退職者医療制度の被保険者、および被扶養者の保険税は、一般の被保険者の計算方法と同じです。

なお、同一世帯に一般の被保険者と退職被保険者がいる場合は、合算した額が世帯主に賦課されます。

健康手帳を提示

老人保健制度の該当者には、「医療受給者証」と「健康手帳」が交付されます。医療機関に受診する際は、保険証とあわせて医療受給者証と健康手帳も窓口提示してください。

老人保健の一部負担金

入院	通院
1日につき 1,200円	1日につき530円 (1つの医療機関ごとに) 1か月に4回を限度



1月17日に住居表示が変わる地区の該当者には、後日、新しい国民健康保険証および老人医療受給者証を郵送します。

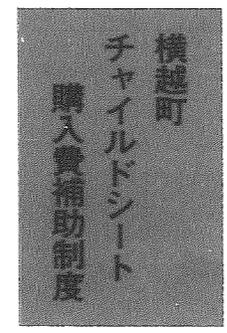
国民健康保険や老人保健制度については、役場町民生活課国民健康保険係にお尋ねください。
☎385-2111
(内線12)

チャイルドシートで 子どもの命を守る チャイルドシートの購入費を助成

1月17日から受付

道路交通法の一部が改正され、平成12年4月1日から自動車の運転者が6歳未満の乳幼児を乗せて運転する場合、チャイルドシートの使用が義務化されます。

そこで、町では、チャイルドシートの普及を促進し、乳幼児の死傷事故の防止を図るため、チャイルドシートの購入費の補助制度を創設し、1月17日から受付を開始します。どうぞご利用ください。



【補助対象者】

・町内に在住する就学前の乳幼児のために、運輸省の定める安全基準に適合するチャイルドシートを平成12年1月1日以降に購入した町内在住の方。

・対象者となる乳幼児一人につき一回限りです。

【補助額】

チャイルドシート購入価格の二分の一（100円未満の端数は、切り捨てた額）とし、1万円を限度とします。

【補助金交付の手續き】

補助金の交付を受けようとする方は、交付申請書を役場町民生活課に提出してください。却下通知書を申請者に送付します。補助金の交付決定を受けた方

安全なチャイルドシート選びのポイント

- ① 背もたれは、座った子どもの頭を越える高さがあるか。
- ② 横の衝撃から頭部を保護するクッション（サイドサポート）は十分な深さがあるか。
- ③ ベルトの位置や仕組みは、首に巻きついたりしないか。バックルの差し込みはゆるんだりしないか。
- ④ 座面が高いものは重心が高くなり、不安定になりがち。
- ⑤ シートの底面積が大きい方が安定しやすい。

は、次に掲げる書類を添付して、実績報告書を役場町民生活課に提出してください。

- (1) 領収書
- (2) 品質保証書の写し
- (3) チャイルドシートの製造元、品名が確認できる書類

（申請用紙等は町民生活課にあります）

・チャイルドシートを必要とする乳幼児の氏名、生年月日、住所

・口座振込のための金融機関・支店名、預金種目、口座番号、口座名義人

◆問い合わせ・申請先

横越町役場町民生活課
☎385-2111

チャイルドシートの種類



乳児用ベッド
(0～12か月)



幼児用シート
(4か月～4歳)



●このほか4～10歳を対象にした学童用シート（ジュニアシート）もあります。

●価格は1万円を切るものから10万円を超えるものまでさまざまです。
〈月齢・年齢は目安です〉

チャイルドシートは、道路運送車両法の一部が改正され、乳幼児の乗車を義務化したことにより、乳幼児の乗車を義務化した形状のものが必要になります。